様式第１号（第４条第１項関係）

守口市養育費に関する公正証書作成支援補助金交付申請書

年　　月　　日

守口市長　様

　守口市養育費に関する公正証書作成支援補助金の交付を受けたいので、守口市養育費に関する公正証書作成支援補助金交付要綱第４条第１項の規定により、以下のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 | フリガナ | 生年月日 | 年　 　月　 　日 |
|  |
| 住　　所 | （〒　　　－　　　　） |
| 連絡先 | 【自宅・携帯】　（　　　　　）　　　　　　－　　　　　 |
| 交付申請額 | 手数料　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 養育費の対象となる児童名 | フリガナ | 生年月日 | 年　 　月　 　日 |
|  |
| 養育費の対象となる児童名 | フリガナ | 生年月日 | 年　 　月　 　日 |
|  |
| 同意書 | * 私は、守口市が補助金の交付決定のために必要があるときは、公簿等により世帯の状況、その他必要な事項について調査し、関係機関に照会することについて同意します。
 |
| * 私は、守口市が補助金の交付決定のために必要があるときは、公証役場に対し、公正証書の作成状況について照会することについて同意します。
 |

※（添付資料）

（１）　□申請者が属する世帯全員の住民票の写し

（２）　□養育費の取決めを交わした公正証書の写し

（３）　□公証人手数料の領収書等の写し

（４）　□その他市長が必要と認めるもの

※（注意）

（１）　補助金の額は、公正証書（強制執行認諾約款があるものに限り、養育費の取決めを変更する場合を除く。）の作成に要する費用（養育費の取決めに係る部分に限る。）のうち、公証人手数料令（平成５年政令第224号）に定める公証人手数料の額（自ら負担した費用に限る。）です。

（２）　43,000円が限度額です。

（３）　所要費用は、補助対象経費の領収書等に基づき交付額を算定します。